

36 明治11年3月7日 菊池長閑

第二号三月七日

昨年第十一号本年一月十四日ニ達せり到来之由ニ而郵便切手并
 税印紙類種々おすみエ御送被下毎度不洩珍敷重宝歛居候先年送
 来候のエ貼足楽ミニ可致同十二号是又本年一月十六日ニ達せり
 葡萄手入方調遣粗了解せり当年ハ棚を拵直し西洋風ニ手入し可
 試と昨冬より心懸憂も棚より取離し一纏に致置也棚柱鉄ニする
 とハ例之西洋自慢家之記たるなるへし」おくのゝ成行見込之次
 第承知せり我等勝手を第一にして束縛するニ非らず何分頼母敷
 良人を為持後々貴様之厄介ニ不成様心懸る是迄相談可整人物ハ
 ハ一切不申来無拠皆断たり旧冬木沢や藤兵衛弟エ執成呉る者有
 之家風といひ弟なる者全頼母者と相聞得候故鍵や茂兵衛井筒屋

弥兵衛兩人相頼候処彼等も至極同意ニ而日間を費執成呉候得と
 も第一祖母なる者土族より之相談真平御免と云ふ故如何共勸方
 無之由ニ而是も整兼甚残念也如斯なれハ所詮此元ニ而ハ縁付之
 程無覚束去りとして僥倖を待て計も居られず故東京へも穿鑿方申
 入置候処貴様ハも暗ニ符合之見込申来内悦なり抑世話をするの
 成るのとハ必竟米之事ニ無之家業ハ此節他を当ニ成らぬ故夫を
 云ふニあらす子供等ハ家ニ在るへからざる順に生れたれハ嫁は
 る已上ハ何之遠国へ行とも無拠ハ時勢のする処おくのハ不幸の
 中ニ幸未た嫁さる故願ハ同し片付るとも手遠に成らぬ様致度心
 願也其故如何といふニ御先代は四十五にて隠れさせ給ふ其子ノ
 我も四十五を最期と内心極たるに仕合にて七ヶ年目の年の端に
 入たり存知之通微弱之生れなれハ此上長生するも三年ハ極意な
 るべく其三ヶ年ハ貴様留学年数中なれハ明日ニも我等不幸すた
 らん節貴様帰朝まで之間お多代に力を添此家を守らせんにハお
 くの外ニなし親類あれとも用ニ立者ハ是ハ専ら苦心ニ思ふ処也此
 多分此地に不在されハ也故に可相成聲を取配偶して一家を為立我家之別家とし此家も世
 話為致たらハ貴様も心易く東京住居もなるべくに其力なけれハ
 乍残念他エ片付るより外なし他へ遣る共同しくハ此県下に住む
 様なれハ今日死ぬ共遺念なし此遠慮より出来たるにて只離を惜
 ニあらず然共斯申さハ我勝手計を測まで人の為を不計に似たり
 且又父子同処に居住を欲するも兄弟一纏ニ近辺ニ差置度も於情
 異ならず前にも申通長生てたか三ヶ年と極居れハ其後ハ貴様之
 世話頼より他事なけれハ何も兄弟共之都合を計るハ急務と存東
 京ニ幸あらハ手離し遣るへし当夏迄ニハ本宿家族も引越可申

さすれハ東京へ縁付とも親類あれハ行者も大ニ力ニ成遣る者も
安心なり右之通之存意ニ候間安心可致唯我ハ人並ニ長生する者
と油断してハ大事欠事必あるへし本宿へ能々頼置へし

本年第一号新年之祝書本月五日達せりワシントン府之議院見物
する由取調之概略ヲ以考ふるニ西洋事情ニ書記と違混雜なるも
のなり嘸格別之大事件無之故なるへし当県にても庁之東北隅ニ
五間ニ十二間とか之會議所新立今日開業式ある由見物誘引者あ
れとも元来嶋といふ奴嫌故彼之する事なら見る気なき故断たり
歴々なる事あらハ後々報知すへし又当五月一日ハ勸業博覧会を
始るといふ事なり

於当県区費半減之不足を課賦せんか為メ戸産と号するを書さ
する也是ハ去年減租被仰出随而区費半減するに其減たる分補ふ
ニ地価ニ課する不能朝旨なりとて各自之收利五拾円ヲ一戸産と
し管内幾万戸産へ課賦する之見込年々五月十一月書上ニ基其都
度々々課賦するといふ我ハ左之通

一畑式丁 是ハ別紙ニ記故略し

右皆不服之由故永く行はれんものや難計

此許昨冬至而薄雪にて東京之如く路次ニ雪無之一月中旬頃ハ箒
を立つる程なるか二月二十八日雪風にて終日大荒其後折々雪景
色殆冬之節如し余寒も准して折々さえ返り候庭中之茶ノ木ハ多
分黄葉と成大ニ損候得は当年ハ大方楽ニハ成間敷と力を落し居
候」藤田も姉様御病氣之為メ二月初ニ福山より帰り既に御全快
ニハ候得共兎角遠方へ離居かたきニ付取片付辭職旁ニ本月五日
福山出立候来月初迄ニハ帰県候積ニ候本宿ハ旧猟々鹿兒嶋へ居

是も来月は横須賀ニ帰るよし昨年戦争之為賞百五十円拝賜之由
ニ候以上

武夫殿

長閑

戸産書上左之通

一畑式丁式反八畝廿二分

東中野村志
家村新庄村

此收利金拾九円八拾錢

一田畑宅地廿四丁三反式分

志家村加ノ村浅岸村白中野飯
岡村相場村赤林村永井村沢田村

此出来百四拾八石六斗壹升六合

此代価四百廿四円三拾壹錢

但米壹石ニ付
金貳円八十五錢五厘

一山八百六拾式丁四反九畝拾四分 新庄村

此收利金五円

一金五拾貳円貳拾八錢

貸家賃

一同六円

右肥代

一六拾円

預ケ金利子

此元金六百元

一五拾六円三拾五錢

金禄公債証書利子

(注記) 惣計六百貳拾四円七拾四錢

内一式百五拾四錢壹厘

地租并区入費

一五円八拾貳錢八厘

貸家営繕費

一三拾円

戸別除棄

小以金貳百三拾六円三拾六錢九厘引

残收利金三百八拾八円三拾七錢壹厘 即七戸産七分也

右之通書上候正味右之程残金無之筈なれ共例之通手前勝手

長閑

三月十一日

武夫様

猶以本文之仕義ニ至も全我等夫婦之方ニ行届不申候が起たる事ニ而実ニ申訳無之別而於多代ハ自分之不肖が爰ニ至是又申訳無之とて涙を催恐縮罷在候何卒幾重にも此千悔を内察宜勘弁願入候也

(注記)

「十年ハ地租区費地価百分ノ三分五厘ヨリ余計ニ課出ナレ共書上ハ三分ニ限ル

營繕ハ家賃ノ十分一トスル是も中々左様ナ少費ニテハ不成

三十円除乘ハ一家ノ相続料なるよし尤家内多少ニ不拘是ハ尤人之不服ノ第一也

第二号附属

於儀事先使申入候上は返事達次第取計可申筈なれとも先達之云々ハ實際取調候得共貴様心にもあらぬ処へ云々申越候ハ、或ハ疑惑致間敷にも無之と苦心懸念罷在候処宅命薄々心得居候哉ニ不図伝承早速申聞問合候処お儀義ニ付貴様が云々申越候趣有之全心ニ不応ハ保証いたしとまで申来是にて昨日まで之懸念殆打散疑惑致事無之と安心いたし然る上ハ返書を彼ニ不及速ニ所置候は是迄之申訳之廉聊も相立可申存右之事も本宿へ再応相談候処同意ニ付今日離縁取計申右は全押付ニあらず専ら是迄之申訳相立んか為メ取計候間不悪内察承諾有之様頼入候随而後妻ハ先達申入候通自撰するか又我等ニ為任候哉両様早く返事承申度は是又頼入度候以上

(封筒表)

「亜米利加国ホストン府

ホートウイン。ストリート

二十二番 (武夫注記)

菊池 武夫 殿

緊用報平安

(封筒裏)

「大日本岩手県陸中国盛岡

第 外加賀塾八十六番

二 菊池 長閑

号 三月十一日発

(武夫注記)

「答済」